

日本労働年鑑 第55集 1985年版

The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

V 経営者団体の労働政策

3 日経連「男女雇用機会均等法」で「強行規定」に反対

大槻日経連会長は、一九八四年三月二六日、雇用における男女平等問題を審議している婦人少年問題審議会(労働大臣の諮問機関、藤田たき会長)が労働大臣に提出した「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」と題する建議にたいして、つぎのような所感を発表した。内容は、(1)わが国の女子労働者の扱いは、それなりの合理性があり、画一的に改める必要はない、(2)現行の雇用管理に急激な変革を求めるような「強行規定」にはすべきでない、(3)母性保護規定をのぞいて女子保護規定は撤廃すべきである、(4)当面、婦人差別撤廃条約批准に必要な最低限の法整備でよい、(5)影響が大きいので、あくまで慎重にしてほしい、の四点である。

【婦人少年問題審議会の建議に対する所感】

一、雇用における不合理な男女差別については、産業界としてもその解消に反対するものではない。しかし、現在わが国の女子労働者の扱いは、わが国の社会通念や女子自身の職業意識・就業実態を反映したものであって、それなりの合理性をもって続いってきたというべきものである。それを今直ちに画一的に改めなければならないものとみることは早計ではないか。

二、今後政府は審議会の建議を受けて関係法規の作成に入ることになると思うが、現行の雇用管理に急激な変革を求めるようなことになれば、企業に重大かつ無用の混乱を起し、ひいては企業活力を減殺することになるので、「強行規定」にはすべきではない。

三、雇用における男女平等を実現するためには、当然母性保護規定を除いて女子保護規定は撤廃すべきである。保護規定を残すことは逆差別ではないか。

四、新聞報道をみていると、労働側というより婦人団体側は婦人差別撤廃条約批准に必要な条件以上のものを求めているようにみえるが、当面、婦人差別撤廃条約批准に必要な最低限の法整備をめざすべきで、それも、現実から余り離れた強いものが必要だといふのならもっとじっくり研究すればよい。あわてて批准する必要はないのではないか、

五、さらには、本問題は雇用のみならずわが国の社会秩序、家庭生活等に与える影響が非常に大きいものになると思われるのであくまでも慎重にしてほしい。

【参考資料】(1)日経連『日経連タイムス』、(2)日経連『経営者』、(3)日本生産性本部『日本生産性新聞』、(4)その他経営者団体発行の資料

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
